

社会福祉法人 東和福祉会
短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業
(高齢者福祉施設 三愛)

運営規程

◆◆目次◆◆

| | |
|--|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (目的及び基本方針)</p> <p>第2条 (事業所の名称等)</p> <p>第3条 (入居定員)</p> <p>第4条 (空床利用)</p> <p>第2章 職員及び職務分掌</p> <p>第5条 (職員の職種・員数及び職務内容)</p> <p>第3章 短期入所生活介護サービスの内容及び利用料その他の費用</p> <p>第6条 (短期入所生活介護のサービス内容)</p> <p>第7条 (利用料その他の費用の額)</p> <p>第8条 (通常の送迎の実施地域)</p> <p>第4章 運営に関する事項</p> <p>第9条 (内容及び手続きの説明及び同意)</p> <p>第10条 (受給資格等の確認)</p> <p>第11条 (サービス提供困難時の対応)</p> <p>第12条 (短期入居生活介護の開始及び終了)</p> <p>第13条 (サービス提供の記録)</p> <p>第14条 (保険給付のための証明書交付)</p> <p>第15条 (サービス計画の作成)</p> <p>第16条 (利用者に関する保険者への通知)</p> <p>第17条 (勤務体制の確保等)</p> | <p>第5章 緊急時における対応方法</p> <p>第18条 (緊急時等の対応)</p> <p>第19条 (事故発生時の対応)</p> <p>第6章 非常災害対策</p> <p>第20条 (火災、風水害、地震対策)</p> <p>第7章 その他運営に関する事項</p> <p>第21条 (衛生管理等)</p> <p>第22条 (重要事項の掲示)</p> <p>第23条 (秘密保持等)</p> <p>第24条 (苦情処理)</p> <p>第25条 (虐待防止に関する事項)</p> <p>第26条 (地域との連携)</p> <p>第27条 (記録の整備)</p> <p>第28条 (個人情報の保護)</p> <p>第29条 (サービス利用に当たっての留意事項)</p> <p>第30条 (その他)</p> <p>第31条 (法令との関係)</p> |
|--|--|

第1章 総則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人東和福祉会が運営する高齢者福祉施設 三愛（以下「施設」という。）において実施する短期入所生活介護事業及び予防短期入所生活介護事業（以下「短期入所生活介護事業」という。）の運営及び利用について、必要な事項を定め、適切な短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

2 施設は、要支援・要介護状態の利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を送られることを念頭において、居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

3 利用者の要支援・要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、利用者一人一人の意思、及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所生活介護サービスの提供に努めるものとする。

5 短期入所生活介護事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、ほかの居宅サービス事業、保健医療サービス、及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名所等)

第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 : 高齢者福祉施設 三愛

(2) 所在地 : 千葉県山武郡横芝光町栗山2700

(入所定員)

第3条 施設の入所定員は、4名とする。

(空床利用)

第4条 本体の、特別養護老人ホームに空床が発生した場合は、利用できるものとする。

第2章 職員及び職員分掌

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 施設に次の職員を置く。(特別養護老人ホームと兼務とする)

(1) 施設長(管理者) 1名

施設の業務を総括する。

(2) 事務員 2名以上

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員 1名以上

利用者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(4) 介護職員 従来型多床室 18名以上

ユニット型個室 10名以上

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

- | | | |
|----------|---------|------|
| (5) 看護職員 | 従来型多床室 | 3名以上 |
| | ユニット型個室 | 1名以上 |

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

- (7) 介護支援専門員 1名以上

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

- (8) 嘱託の医師（非常勤） 1名以上

利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

- (9) 管理栄養士 1名以上

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

第3章 短期入所生活介護のサービス内容及び利用料その他の費用

（短期入所生活介護のサービス内容）

第6条 施設は、利用者の自立支援をもとに、要支援・要介護状態の軽減又は、悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって次のことを行うものとする。

- (1) 日常生活上の援助

- イ 入浴、排泄、着替え等の介助
- ロ 食事の提供
- ハ 送迎

- (2) 利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて自立した日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は、その減退を防止するための機能訓練を行うものとする。

- (3) 施設は常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対してその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (4) 利用者は努めて健康に留意するものとする。

- (5) 施設は、利用者の志向に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

- (6) 施設は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

（利用料その他の費用の額）

第7条 短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、入居者から利用料の一部として介護報酬の告示上の額から、当該施設へ支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いをうけるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する

基準」によるものとする。

- 2 施設は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。
- | | | |
|---|------------------------|-----------|
| (1) 食事の提供に要する費用 | | 1, 392円/日 |
| (2) 滞在に要する費用 | 従来型多床室 | 855円/日 |
| | ユニット型個室 | 2, 006円/日 |
| (3) 特別な食事 | 実費相当額 (別途消費税要) | |
| (4) 理美容代 | 実費相当額 | |
| (5) レクリエーション活動 | 材料費等実費相当額 | |
| (6) 居室内での電気代 (テレビ) | 50円/日 (消費税込) | |
| (7) 複写物の交付 | コピー代として1枚につき10円 (消費税込) | |
| (8) 前各項に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるものについては、その実費相当分。 | | |
- 3 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。
- 4 前各号の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とそのほかの費用 (個別の費用ごとに区分) について記載した領収書を交付する。
- 5 短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し2ヶ月前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した短期入所生活介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。
- 8 次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

実施地域を越えてから1キロメートルにつき 200円 (消費税別)

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、横芝光町、匝瑳市、山武市とする。

第4章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 施設は、期入所生活介護サービスの提供に際しては、あらかじめ利用者申込者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について記した重要事項説明書を交

付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所生活介護サービスの提供に努める。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 通常の送迎の実施地域を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な短期入所生活介護サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を行うよう努める。

(短期入所生活介護サービスの開始及び終了)

第12条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に短期入所生活介護サービスを提供する。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護サービスの提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

(サービス提供の記録)

第13条 短期入所生活介護サービスを提供した際には、当該短期入所生活介護サービスの提供日及び内容、当該短期入所生活介護サービスについて利用者に代わって支払いを受ける短期入所生活介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付のための証明書交付)

第14条 施設は、法定受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した短期入所生活介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(短期入所生活介護サービス計画の作成)

第15条 管理者は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、短期入所生活介護サービスの目標及びその達成時期、短期入所生活介護サービスの内容、短期入所生活介護サービスを提供する上で留意すべき事

項等を記載した短期入所生活介護計画の原案を作成するものとする。

- 2 短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じて短期入所生活介護計画を作成し利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- 3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

(利用者に関する保険者への通知)

第16条 短期入所生活介護サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしに短期入所生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより要支援・要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第17条 施設は、利用者に対し、適切な短期入所生活介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、当該施設の職員によって短期入所生活介護サービスを提供する。ただし、利用者の短期入所生活介護サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第18条 施設は、短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(病院等への送迎は、基本的にはご家族でお願いします。)

(事故発生時の対応)

第19条 施設は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに事故が生じた場合、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 施設は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(火災、風水害、地震対策)

第20条 施設は、非常災害(火災、風水害、地震を含む)に備えて定期的に避難、救出、その他必要な訓練を年3回以上行う。

- 2 施設は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時

の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

3 施設は、風水害、地震に備えて地元との協力体制を整える。

第7章 その他運営に関する事項

(衛生管理等)

第21条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

(重要事項の掲示)

第22条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情処理体制の概要その他介護予防短期入所生活介護サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第23条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

(苦情処理)

第24条 施設は、その提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置するものとする。

2 施設は、前項の苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、提供した短期入所生活介護サービスに関し、市町村から行う文書その他物件の提供若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村から行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善を市町村に報告する。

5 施設は、提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第25条 施設は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

(1) 職員に対する虐待を防止するための研修の実施。

(2) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。

(3) その他虐待防止のための必要な措置。

(地域との連携)

第26条 施設は、運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(記録の整備)

第27条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(個人情報の保護)

第28条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者の個人情報については、施設での短期入所生活介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第29条 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。

2 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
施設内での喫煙は禁止とする。

(1) 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まない。

(2) 火災防止上、危険を感じた場合には、直ちに職員に連絡すること。

3 飲酒はご遠慮願います。

4 騒音等他の利用者の迷惑になるような行為は慎むこと。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないこと。

5 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わないこと。

6 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出ること。

(その他)

第30条 施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり、設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月

(2) 継続研修 年2回

2 職員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるために職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 短期入所生活介護サービスの利用申し込みがなされた場合は、正当な理由なく短期入所生活介護サービスの提供を拒んではならない。
- 5 施設は短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。
- 6 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続により行う。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - (2) 身体拘束等にかかる対応及び時間、その時の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 利用者又はその家族に説明をし、改善方法を検討する。
- 7 施設は、自ら提供する予防短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(法令との関係)

第31条 この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、令和1年10月1日から改正、施行する。